フールケア大沢野 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社手と手が開設する指定訪問介護事業所「手と手訪問介護事業所」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある利用者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援 事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療 サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの 提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 手と手訪問介護事業所
 - (2) 所在地 富山県富山市八木山56番地

(従業員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1人(常勤職員1人)
 - 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (※ 管理者がサービス提供等を兼務する場合には、その職種を明記し、「管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護サービスの提供に当たるものとする」とする。)

- (2) サービス提供責任者 1人以上 サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調 整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護職員 常勤換算方法で2.5以上 訪問介護職員は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日から土曜日まで(365日体制)

(2) 営業時間 午前8時30分 ~ 午後5時30分

(3) サービス提供時間 24時間

(4) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料等)

- 第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割もしくは2割、3割とする。
 - (1) 訪問介護計画の作成
 - (2) 身体介護
 - (3) 生活援助
 - (4) その他サービス
- 2 第9条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費 は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 事業の実施地域を越えてから、片道20キロ未満 500円

(2) 事業の実施地域を越えてから、片道20キロ以上 1000円~ 片道20キロを超えた場合、1000円+1キロメートルあたり30円の実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書 で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることと する。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者に病状に急変その他緊急事態が 生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に 報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要 な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため に必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、富山市とする。

(衛生管理等)

- 第10条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように、次の各号 に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6ヶ月に1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及 び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待発生又はその再発を防止するため次の

措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束)

- 第13条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならいものとする。
- 2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び 厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年3回以上
- 2 事業所は、介護に直接携わる従業者のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者 について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、従業者が働きやすい環境づくりを目指すものとする。
- 4 利用者が事業所の従業者に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止する。
- 5 従業者は職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 6 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるた

め、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者と の雇用契約の内容とする。

7 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社手と手代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年 9月1日から施行する。